

平成30年6月13日

TPP11 協定承認案に対する反対討論

国民民主党・新緑風会 徳永エリ

国民民主党・新緑風会の徳永エリです。私は会派を代表して、「環太平洋パートナーシップに関する包括的な協定の締結」CPTPPについて反対の立場から討論いたします。

昨日、史上初の米朝首脳会談が行われました。

※以下、米朝首脳会談について言及予定。

反対する第1の理由は、条約の国会審議が、不十分だということです。特別委員会も設置せずに、衆議院の外務委員会では、わずか3日、審議時間にしてたった6時間で、採決、野党の反対を押し切って本会議に緊急上程し、その日のうちに可決させてしまいました。参議院では、さらに少ない、2日間、5時間35分の外務・防衛委員会での審議でした。TPPの審議は、特別委員会を設置し、衆議院では、二国会にまたがって70時間以上、参議院の特別委員会でも、60時間以上の時間をかけて審議を行ったにもかかわらず、多くの懸念に対する、政府から納得いく説明が得られないままに、数の力で成立させられてしまいました。そのTPPを丸ごと組み込むとしているCPTPPは、衆参の国会決議にも反するものであり、断じて認めることはできません。

TPPはFTAAP(アジア太平洋自由貿易地域)への道筋と位置付けられています。ですから、CPTPPの長期目標が、FTAAPの実現であることは、TPPと変わりありません。韓国、タイ、英国、コロンビア、インドネシア、フィリピン、台湾などが、CPTPPへの参加に意欲的、また、関心を示していることは、すでに報道されています。しかし、FTAAPの実現には米国の参加は欠かせません。CPTPP

はガラス細工とも称されるバランスのとれた内容を維持しながら、昨年11月に、大筋合意に達したという政府の説明でした。トランプ大統領が TPP に復帰するには、再交渉を求めてくることは必至ですが、バランスを維持するためには、再交渉は極めて困難です。

しかも、トランプ大統領が TPP に復帰する可能性が本当にあるのかどうかも、全くわかりません。それどころか、日米経済対話、また、7月から始まる FFR(自由で公正、且つ、相互的な貿易取引のための協議)新たな枠組みで行われる通商協議が、米国との二国間 FTA の予備協議になりかねません。米国が関税割当枠数量の拡大や、セーフガードの発動基準数量の緩和を要求してくることは必至です。

トランプ大統領は、保護主義と戦う姿勢を明らかにした G7 首脳会議の首脳宣言を承認しないように、米国代表団に指示し、鉄鋼関税の発動に加え、自動車の追加関税の検討の考えを表明するなど、「アメリカファースト」を鮮明にしています。このようなトランプ大統領の外交姿勢から考えると、我が国の牛肉を始めとする農産物輸入に対しても、強い姿勢で臨むことが予想されます。CPTPP を、米国との二国間協議を迫られた場合の防波堤にするというご説明もありましたが、米国から、TPP 以上の譲歩を求められた場合、我が国は、米国に屈することなく、要求をはねつけることができるのでしょうか。もし、できなければ、我が国の、特に農林水産業は、取り返しのつかない深刻なダメージを受けることになります。

反対する第2の理由は、CPTPP の交渉の中で、他の締約国が、自国の産業にとって不利益と思われるルール項目において凍結を求め、22項目の凍結を実現させたにもかかわらず、CPTPP を主導した、我が国政府は、最も大きな影響を受ける農林水産業について、内容の見直しを求めませんでした。その結果、TPP で、我が国が行った譲歩が、米国が離脱したにもかかわらず、そのまま維持されることになってしまいました。

政府は CPTPP で農産物のセーフガードを勝ち取ったと成果を誇張していますが、米国からの輸入の急増を見込んで盛り込んだセーフガードの発動基準数量がそのまま残されたために、もともと発動が困難なセーフガードが発動不能と

なります。米国の離脱によって、その分の輸入量は、発動基準数量にカウントされないため、オーストラリアなど他の締約国が対日牛肉輸出量を増やしても、セーフガードは発動されません。カナダ政府は、「発動基準数量が、かなり大きいため、CPTPP 諸国からの輸出増は、牛肉セーフガードを発動させることにはならない」と断言しています。12年目になくなる豚肉のセーフガードの関しても「カナダ産豚肉の対日輸出力に影響しない」と述べています。

また、乳製品の低関税輸入枠も、見直しがされなかったことによって、米国を含めて設定された7万トンの枠を、他の締約国が分け合うことができるようになります。カナダのサンテラ社も「絶好の風が吹く」と言っています。他にも、ニュージーランド、オーストラリアなどの農業大国は、米国の不参加をチャンスとばかりに、対日輸出を急増させようとしています。

政府は、私たちの懸念に対して、CPTPP 協定の第6条、TPP12 の発効が差し迫っている場合、または、TPP12 協定の発効の見込みがない場合は、関税割当やセーフガードの発動基準数量も含めて締約国が見直しの検討を要請することができる規定が設けられているから大丈夫だと言わんばかりの答弁をしています。国会審議の中では、何を持って TPP の発効の見込みがないと判断するのか、明確な答弁はなく、また、協定の見直しは担保されていません。対日輸出の拡大を図りたい協定締約国が合意内容の見直しを要請するはずもありません。

反対する第3の理由は、CPTPP による、政府の農林水産物への影響試算です。国の影響資産の考え方は、総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく、政策対応ができた場合という前提で試算したものです。しかも、国内対策ごとに、価格は下がっても、国内生産量は維持されるとまったく理解できない説明を繰り返しています。さらに、為替の変動も、人口減少や高齢化による国内消費量の将来動向もまったく考慮されていません。試算の対象となっている品目は、農産物では19品目、林水産物では14品目とわずか33品目だけ。

CPTPP の妥結以降、幾つかの県で、影響試算を独自に行っていますが、例えば、熊本などは、国の試算を参考に「生産量への影響」や「品目追加」を上乗せして試算を行い、農林水産物への影響額は、最大で、94億円。最大で、48.5億円の影響が出るとする、国の試算の2倍の影響額となっています。

このように、国の試算は信用できません。38%まで下がってしまった食糧自給率を上げ、国民の食糧と農業を守る為には、納得いく試算をした上で、どのような対策が必要なのか、現場の声に耳を傾け、しっかりと議論するべきなのではないでしょうか？

反対する、第4の理由は、CPTPPで食の安全が守れないということです。

TPPの特別委員会でも、多くの委員から指摘された懸念は未だ、払拭されたいままです。食の安全をめぐるのは、輸入食品の検疫所における検査率の低下が指摘されました。食品添加物、残留農薬、遺伝子組み換え食品等のモニタリング検査などが、9割以上の輸入食品に対して行われておらず、食品衛生法に違反する輸入食品が国内に出回る事態も発生しています。これから、関税の撤廃、削減によって、我が国への輸入食品の量が増えるというのに、その後、検疫体制が、改善されたのかどうかの確認もできていません。CPTPPでは、「関税当局及び貿易円滑化」では、「輸入手続きの円滑化」という名目で、輸入品を「原則48時間で、引き取りできるようにしなければならない」と、規制が緩和され、また、未承認の違法な遺伝子組み換え食品・穀物がわずかに混入していた場合、「違法なものだから」と輸出国へ突き返さずに、協議をすることになっており、「衛生植物検疫措置」では、安全性評価を行う際に、安全かどうか科学的に結論が出ていないものに関しては、はっきりと危険だということが証明されない限り規制ができない。つまり、私たちが政府に求めている「予防原則」に基づく慎重な安全性の審査はできないということになります。

国民生活の安全安心よりも、多国籍企業や金融資本の利益を優先し、労働者から雇用を奪い、賃金の引き下げをもたらし、格差を拡大させるグローバリズムや、自由を失った貿易協定、管理貿易であるTPP その、約8400ページにわたる協定をすべて飲み込んだCPTPPは、我が国の未来に、大きな禍根を残しかねない、CPTPPには断固反対することを、申し上げ、私の反対討論といたします。